

# 仕 様 書

当該仕様書は、札幌市合同納骨塚設置候補地検討業務の履行にあたり、札幌市役務契約約款に定めるもののほか、併せて札幌市（以下「委託者」という。）と本業務の委託を受ける者（以下「受託者」という。）との間に必要な事項を定める。

## 1 業務名

札幌市合同納骨塚設置候補地検討業務

## 2 業務施行場所（別紙1 位置図参照）

- (1) 平岸霊園（札幌市豊平区平岸5条15丁目）
- (2) 里塚霊園（札幌市清田区里塚468番地）
- (3) 手稲平和霊園（札幌西区平和387番地）

## 3 業務内容（別紙2 現合同納骨塚写真参照）

本業務は、市民ニーズの高い納骨塚の増設整備に向け、候補地となる市内3箇所の霊園において、新設納骨塚の建設用地としての条件把握や優位性について比較検討を行い、その中から整備に最適な候補地を選定するものである。

### (1) 台帳図の作成

札幌市で所蔵している3箇所の霊園における過年度の調査・設計図書を整理し、各霊園の通路、埋設物（霊園全域の給水・排水・電気設備）等の現状をまとめた台帳図を作成し、電子データ化を行う。

- ア 各霊園の過年度の調査・設計図書の精査と整理
- イ 台帳図作成に伴い、不明箇所については受託者が情報収集・現地確認を行う
- ウ 霊園台帳図の作成（電子データ；DWG、DXF、JWW、PDF）…………… 3箇所

### (2) ヒアリング調査

各霊園の管理者より、納骨堂の候補地に関する情報収集を行い、具体化に向けた課題や対策について検討するための基礎資料とする。

- ア ヒアリング準備（候補地評価の指針作成、聞き取り内容の整理、管理者との日程調整）
- イ 施設管理者へのヒアリング調査（候補地の情報収集）…………… 3箇所
- ウ ヒアリング結果の取りまとめ

### (3) 建築調査（対象：平岸霊園）

平岸霊園については、既存納骨塚の増築の可能性についても調査・検討を行う。

- ア 既存納骨堂の現地調査を行い、増設の可能性を判断する（1,2級建築士による判定）
- イ 建築物としての構造・法規制等について確認を行う。…………… 1箇所

### (4) 改修計画図の作成

- ア 各候補地における納骨塚の概略の規模・形状を想定し、納骨塚設置による整備範囲を改修平面図（S=1/100 着色）としてまとめる。…………… 3箇所
- イ 改修計画平面図をもとに、イニシャル・ランニングのコストを算出する。…………… 3箇所

### (5) 納骨塚設置候補地の選定

上記(1)から(3)の調査に基づき、納骨堂候補地の選定を行う。

- ア 地形、地質、植生、景観等の条件に関する比較検討と選定
- イ 霊園へのアクセス、園内配置、園内動線、利用状況等に関する比較検討と選定
- ウ 納骨堂増設によるイニシャル・ランニングコストの比較検討と選定
- エ 具体化に向けた課題の整理

(6) 打ち合わせ協議

上記(1)から(4)を実施するにあたり、打ち合わせ協議を3回実施すること。  
なお、令和4年8月末までに中間報告を実施すること。

4 業務実施期間

令和4年5月9日（月）から令和5年3月31日（金）までとする。

なお、墓参者の増加が見込まれるお盆期間（令和4年8月6日（土）～同月17日（水））は霊園内での作業を中止すること。

5 従事者要件

業務に従事する技術者は、技術士（建設部門）の資格を有する者とし、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

6 業務着手届

受託者は、業務を着手したときは業務着手届（別紙3）を委託者へ提出しなければならない。

7 主任技術者

受託者は、業務履行のため、主任技術者を指名し、業務着手届と同時に、主任技術者指定通知書（別紙4）、経歴書（別紙5）及び直接的かつ恒常的な雇用関係が証明できる書類（保険証等の写し）を提出しなければならない。

8 業務日程表

受託者は、業務着手届日までに、業務日程表を委託者へ提出すること。また、何らかの事由により日程に重要な変更が生じたときも同様とする。

9 納入成果品及び業務完了届

受託者は、当該業務を完了したときは、遅滞なく以下の書類を提出しなければならない。  
成果品を提出する前に、その内容について業務員と連絡を取ること。

(1) 納入成果品

報告書2部（測量成果図、ヒアリング成果、候補地検討書、電子データ含む）

(2) 業務完了届（役務－第9号様式）

10 環境負荷の低減

本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

(1) 極力低公害車等、環境に負荷の少ない車両を使用すること。

(2) 環境に負荷の少ない車両を使用すること。

ア 急発進、急加速、空ふかしをせず、エコドライブの推進に努めること。

イ 適正な空気圧、経済速度で走行すること。

ウ 不要な荷物、遊具類を積まないこと。

(3) アイドリングストップを徹底するなど、燃料の節約に努めること。

ア 駐停車する場合には、エンジンを止めること。

イ 必要以上の暖機運転及び冷暖房のためのアイドリングを自粛すること。

ウ 環境保全の観点から、車両の点検・整備を日常的に実施すること。

(4) ごみ減量及びリサイクルに努めること。

ア ごみ分別の徹底を図ること。

イ 廃棄物の適正処理に努めること。

(5) 業務で使用する機器、商品及び材料等については、極力環境に配慮したものを使用すること。

ア 機器等については、低騒音型のものを使用すること。

- イ 環境保全の観点から、点検・整備を日常的に実施すること。
- (6) 作業員等の人員輸送については、なるべく公共交通機関の利用に努めること。  
また、車を使用する場合は、乗り合わせを行い必要最低限にとどめること。

#### 11 諸法規の遵守

受託者は、業務の施行にあたり、建設業法、労働基準法、職業安定法、労働安全衛生法、労働災害補償保険法、公害対策基本法、農薬取締法、道路交通法等の諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の運用は、受託者の負担と責任において行わなければならない。

#### 12 保 険

業務委託の期間中は、各種社会保険に加入し、作業の期間中は任意の損害保険に加入しなければならない。また、道路交通法の適用を受ける機械の使用に当たっては、自賠責保険と同額以上の任意保険に加入し業務員の確認を受けなければならない。

#### 13 休日又は夜間における業務

業務実施の都合上、休日又は夜間に業務を必要とする場合は、あらかじめ業務員の承諾を得なければならない。

#### 14 注意事項

- (1) 作業箇所に隣接する住人等に対し、事前に通知等を行うこと。
- (2) 墓地内外施設及び墓碑等に損害を与えないこと。  
なお、墓碑等を損傷させた場合は、受託者の責において修復すること。
- (3) 墓地内施設若しくは墓碑等に損害又は異常がある場合は、適宜報告すること。
- (4) 業務遂行上知り得た秘密については、他人に漏らさないこと。
- (5) 本業務において制作した制作物の著作権等は札幌市に帰属する。また、制作物に関して使用した資料や素材等に著作権が含まれるものは、その一切の使用許可も含めて制作すること。併せて、本業務に係る著作権者人格権を行使しないこと。
- (6) その他事項については、札幌市土木設計業務共通仕様書に基づくこと。

#### 15 協議

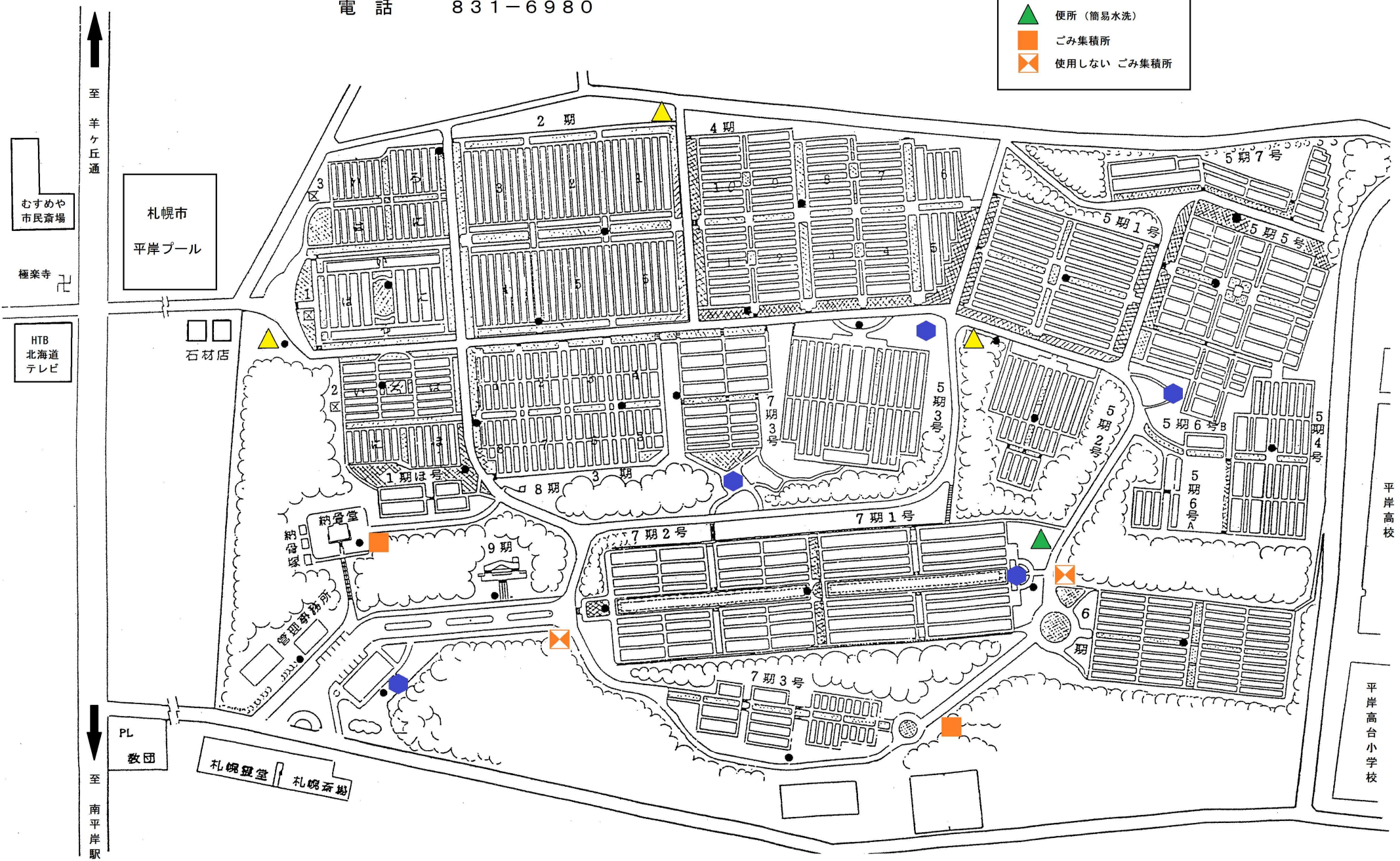
前記業務内容に疑義が生じた場合、その他業務上必要な事項は、委託者受託者両者協議のうえ、これを決定するものとする。

# 平岸霊園

所在地 札幌市豊平区平岸5条15丁目

電話 831-6980

- 凡例
- 水汲み場
  - あずま屋・休憩所
  - ▲ 便所
  - ▲ 便所（簡易水洗）
  - ごみ集積所
  - ◻ 使用しないごみ集積所



むすめや  
市民斎場

極楽寺

HTB  
北海道  
テレビ

石材店

札幌市  
平岸プール

PL  
教団

札幌霊堂 札幌斎場

平岸高校

平岸高台小学校

↑ 至 羊ヶ丘通

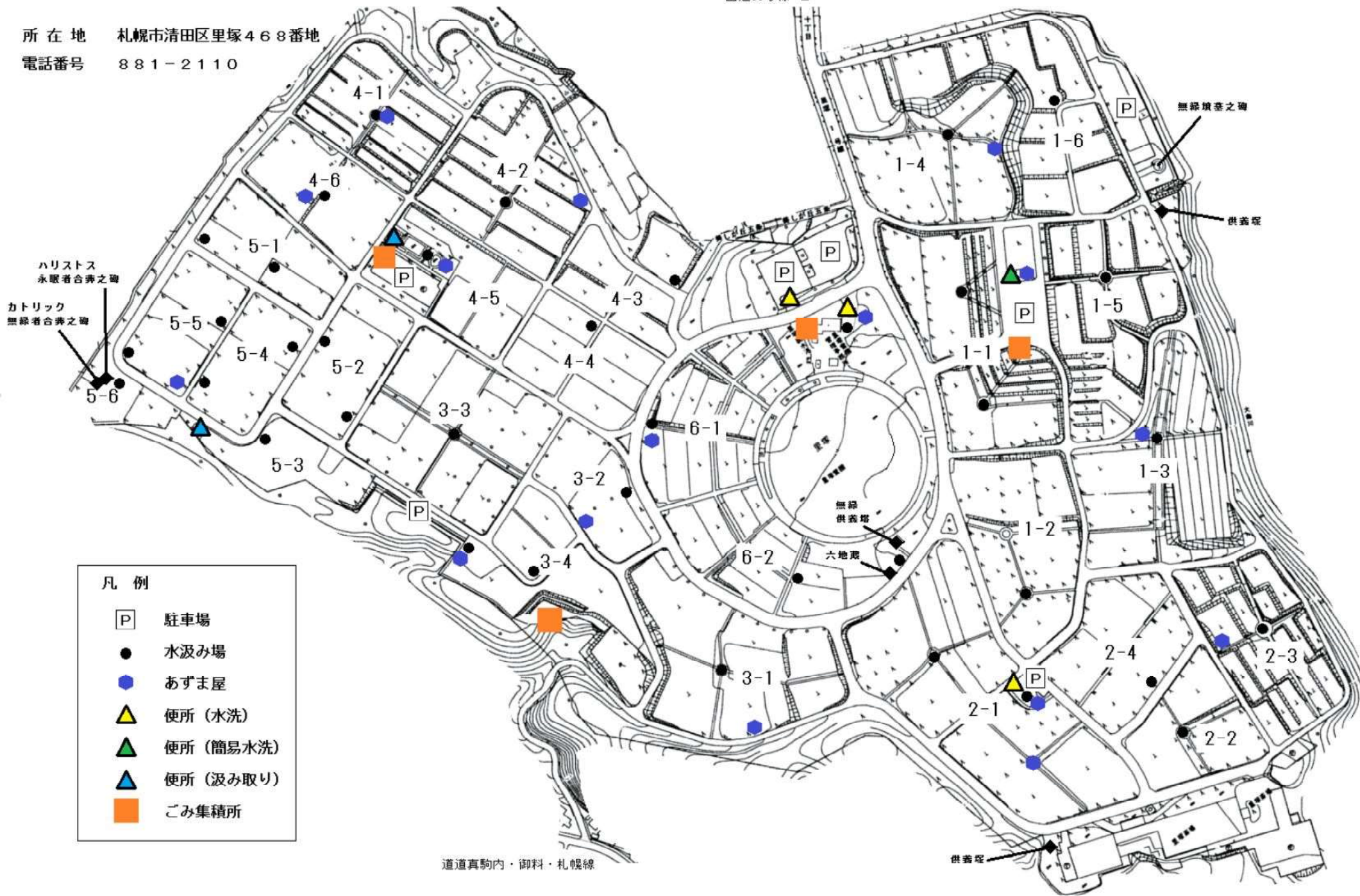
↓ 至 南平岸駅

# 里塚霊園

所在地 札幌市清田区里塚468番地

電話番号 881-2110

至 美しが丘通  
国道36号線 ↑



## 凡例

- P 駐車場
- 水汲み場
- あずま屋
- ▲ 便所 (水洗)
- ▲ 便所 (簡易水洗)
- ▲ 便所 (汲み取り)
- ごみ集積所

道道真駒内・御料・札幌線

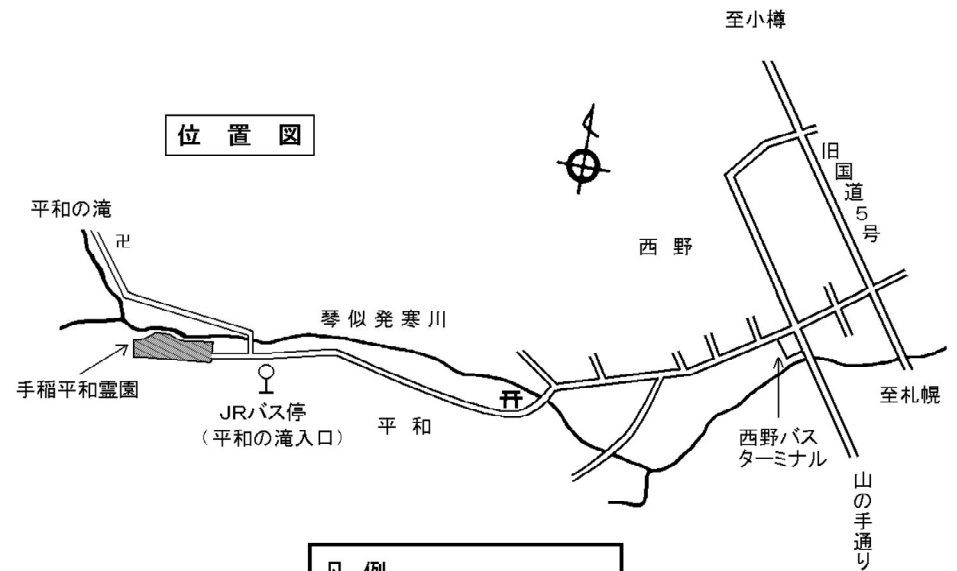
供養塔

# 手稲平和霊園

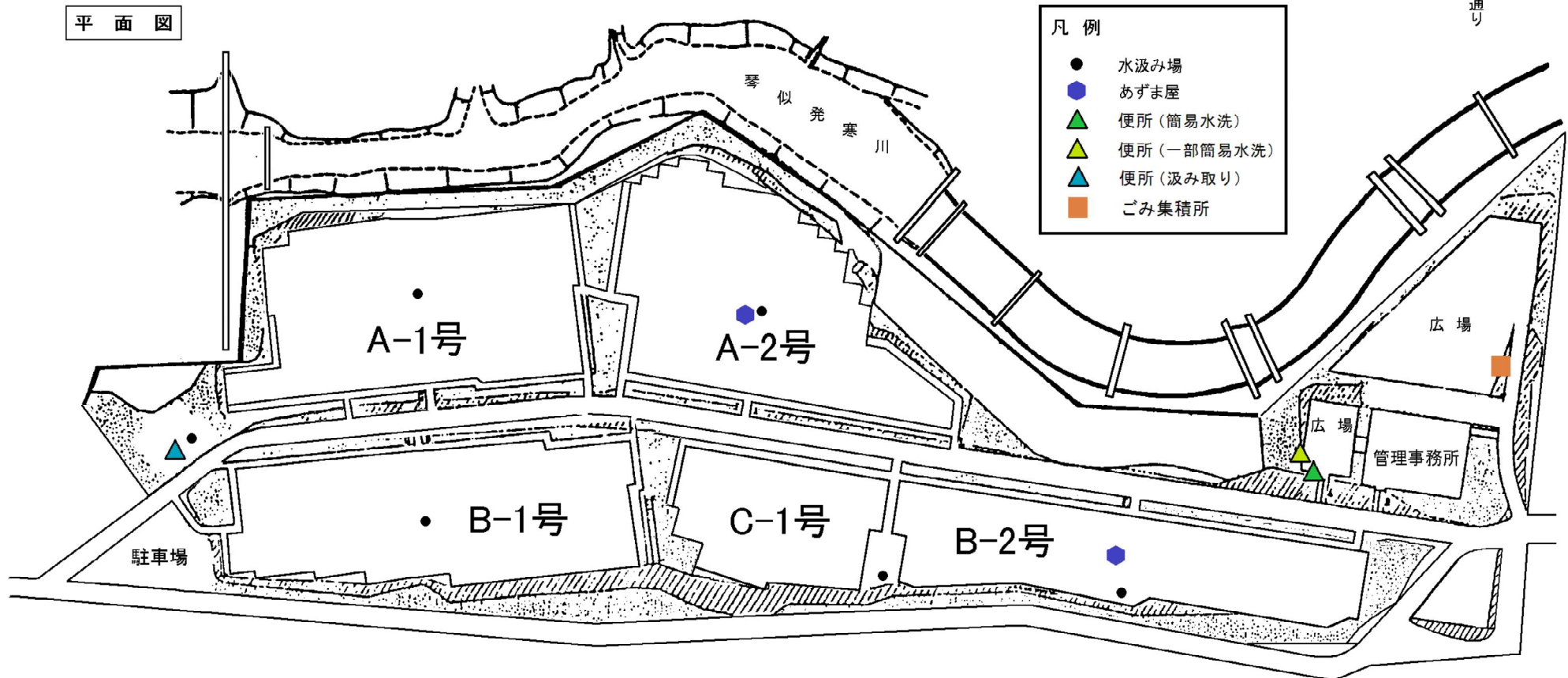
所在地 札幌市西区手稲平和387番地

電話番号 663-2172

位置図



平面図



## 平岸霊園 合同納骨塚



開設年月日：平成 26 年 10 月 10 日  
供用開始：平成 26 年 12 月 1 日  
構造：鉄筋コンクリート造（上屋式）  
容量：54.22 m<sup>3</sup>（6 層式）

### 【経緯】

昭和 63 年 8 月 1 日、無縁遺骨等及び埋蔵を希望する市民向けの施設として、黒御影石造りの合同納骨塚を新設。

更に、利用の増加に対応するため、平成 4 年 11 月 17 日にカロート容量を増設し、希望する市民の利用に供してきたが、お墓に対する市民の考え方の変化から利用希望が大幅に増加し飽和状態になりつつあったことから、更なる増設をすべく、平成 25 年 8 月 1 日から平成 26 年 11 月 30 日までの 1 年 4 カ月間受入れを休止し増設工事を実施。

平成 26 年 12 月 1 日より供用再開し、現在に至る。